

JAS オーガニック認証基準

（目的）

第1条 この基準は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）が「日本農林規格等に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づいて、有機農産物および有機加工食品の認証を行うための基準を定めるものである。

（認証の技術的基準）

第2条 この法人から認証を受けようとする有機加工食品の生産行程管理者は、JAS法に定める「認証の技術的基準」を満たしていること。

2 この法人から認証を受けようとする有機農産物の生産行程管理者は、JAS法に定める「認証の技術的基準」を満たしていること。

3 この法人から認証を受けようとする小分け業者は、JAS法に定める「認証の技術的基準」を満たしていること。

（生産の方法についての基準等）

第3条 この法人から認証を受けようとする「有機農産物の生産行程管理者」は、「有機農産物の日本農林規格」に基づき、生産を行なうこととする。

2 この法人から認証を受けようとする「有機加工食品の生産行程管理者」は、「有機加工食品の日本農林規格」に基づき、生産を行なうこととする。

（有機農産物を生産するほ場等の条件）

第4条 「有機農産物の日本農林規格」箇条5.1、5.2及び5.3について次項に定める事を加える。

2 使用禁止資材が周辺から認証申請ほ場等に飛来、又は流入する恐れがある場合、生産行程管理者はそれを防止するために、十分な緩衝地帯を設けなければならない。緩衝地帯の設置基準は次の各号のとおりとする。

(1) 緩衝地帯は、1 m以上の幅を確保することを原則とする。

(2) 認証申請ほ場が航空防除実施地域内にあって申請ほ場が散布除外されている場合は、次のとおりとする。

① 有人ヘリによる航空防除の場合、緩衝地帯は10 m以上を確保する。

② ラジコンヘリ（ドローン含む）による航空防除の場合、緩衝地帯は3 m以上を確保する。

(3) 認証申請の水田に流入する用水に使用禁止資材が混入する恐れがある場合は、浄化水田を設け、そこを通過させた後にほ場に用いること。浄化水田の広さは10 m²以上とし、そこに植物を植えたり、使用禁止資材を吸着する資材等を設置埋設するなどして、用水の浄化を促進させる（使用禁止資材の混入防止措置をはかる）こととする。

（規程の変更）

第5条 本規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（補則）

第6条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に

定める。

(附 則)

1. この規程は、2006年3月10日より施行する。
2. 2012年8月30日一部改訂（この一部改訂は2012年9月9日より施行する）。
3. 2016年3月6日一部改訂（この一部改訂は2016年4月1日より施行する）。
4. 2018年12月16日一部改訂（この一部改訂は2018年4月1日より施行する）。
5. 2025年9月6日一部改訂。